

平成21年度
東京都健全化判断比率
審査意見書

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

第3条第1項の規定により、平成21年度東京都健全化判断比率について
審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

平成22年9月2日

東京都監査委員

相 川 博

同

三 原 將 嗣

同

三 栖 賢 治

同

筆 谷 勇

同

金 子 庸 子

第1 審査の概要

1 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）（以下「法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の方法

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成22年8月11日から同年9月2日まで

第2 審査の結果

1 計数について

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

第3 健全化判断比率の状況

1 健全化判断比率の総括

法は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として、健全化判断比率を定めている。

都における平成21年度の健全化判断比率は、表1のとおりであり、前年度と比較して実質公債費比率は2.4ポイント減少、将来負担比率は13.2ポイント増加している。

(表1) 健全化判断比率の状況

年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
21	— (5.54%)	— (10.54%)	3.1% (25.0%)	77.0% (400.0%)
20	— (5.37%)	— (10.37%)	5.5% (25.0%)	63.8% (400.0%)
増(△)減	—	—	△2.4	13.2

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「—」と記載
2 ()内の数値は、早期健全化基準値(地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準)

- (参考) 1 4種類の比率のいずれかが早期健全化基準以上の地方公共団体は、財政健全化計画を定めなければならない。
2 都の実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準値については、道府県と市区町村の両方の要素を有していることから、道府県相当分と市区町村相当分との標準財政規模に一定の率を乗じて算出することとしており、毎年度、算定する。

2 指標の概要

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合である。
これにより、財政の規模に対する単年度の実質的な赤字額の割合を見ることができる。
算定式は、以下のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、平成21年度の実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が赤字となっていないことから、前年度と同様に算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、都の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合である。

これにより、全会計を合算した単年度の赤字の状況について見ることができる。
算定式は、以下のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、平成21年度の連結実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が赤字となっていないこと及び公営企業会計の資金にも不足額がないことから、前年度と同様に算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（注）に対する割合（3か年平均）である。

これにより、地方債の返還額等の大きさを指標化し、資金繰りの状況について見ることができる。

算定式は、以下のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array}} \quad \text{(3か年平均)}$$

平成21年度の実質公債費比率は、表2のとおり、3.1%と、前年度と比べて、2.4ポイント減少している。

また、早期健全化基準値（25%）と比べて、21.9ポイント下回っている。

（表2）実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)	21年度	3.1%
	20年度	5.5%
	増(△)減	△2.4

（4）将来負担比率

将来負担比率とは、都債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額、地方公社及び損失補償している第三セクター等の負債など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（注）に対する割合である。

これにより、一般会計等の借入金（地方債）及び将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを見ることができる。

算定式は、以下のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

平成21年度の将来負担比率は、表3のとおり、77.0%であり、前年度と比べて、13.2ポイント増加している。

しかし、早期健全化基準値（400%）と比べて、323ポイント下回っている。

（表3）将来負担比率の状況

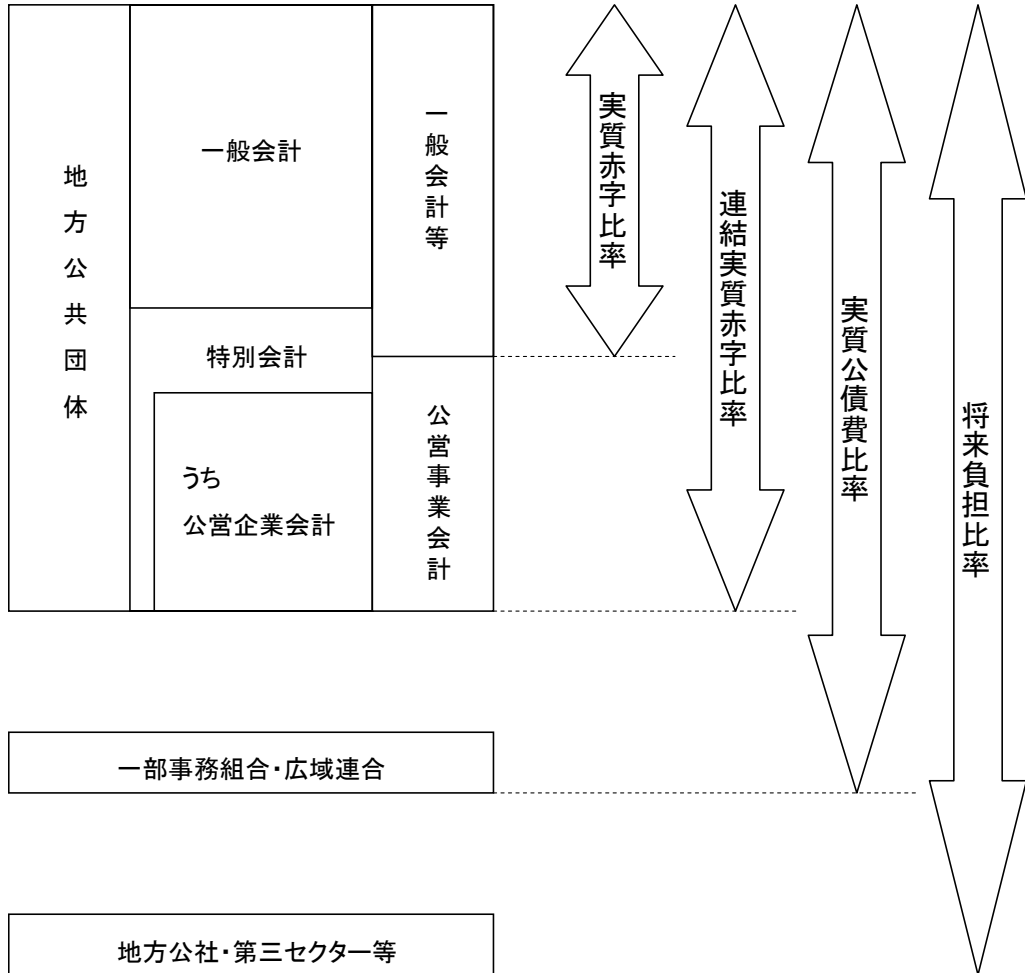
将来負担比率	21年度	77.0%
	20年度	63.8%
	増(△)減	13.2

（注）標準財政規模を基本とした額とは、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額をいう。

【用語説明】

・ 一般会計等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における実質赤字比率の対象となる会計で、公営事業会計以外のものが該当する。



(参考) http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/pdf/kenzenka_data_2.pdf

・ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる額

・ 基準財政需要額算入額

地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する額